2　競争参加資格

次の⑴及び⑵に掲げる要件をすべて満たしている者（以下「単体参加者」という。）又は、次の⑴から⑶までの要件をすべて満たす者により構成され、かつ⑷の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　単体参加者及び共同企業体のすべての構成員に求める要件　次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

②　次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

ア　契約の履行に当たり故意に工事若しくは物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。

ウ　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。

エ　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

カ　その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。

④　反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次のアからウまでに掲げる者をいう。

ア　日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「日本郵政グループ各社」という。）が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。

イ　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

ウ　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

⑤　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするもので最新のものに限る。）を受けていない者。

⑥　申込書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、福岡県内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省九州地方整備局又は福岡県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。

⑦　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。

⑵　単体参加者及び共同企業体の代表者　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

①　建設業法第27条の29に基づく建築一式工事に係る総合評定値が1,200点以上であること。

②　平成10年度以降に完成した下記ア及びイの条件を満たす施工実績を有すること（申込書及び資料の提出期限までに完成しているものに限る。以下同じ。）。ただしア、イは別々の工事でもよい。

ア　鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上50m以上かつ延床面積50,000㎡以上の事務所ビル又は商業ビル（建築基準法第６条に定める申請時に別表第１⑷項㈠に定める百貨店、マーケット及び建築基準法施行令第115条の３の三⑷項の用途に類するものの内、飲食店又は物販販売業を営む店舗の用途で確認済証を取得したビルを指す。以下同じ。）若しくは商業用途を含む複合用途ビル㈱の新築工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。

㈱　複合用途ビル全体のうち、商業用途とする部分が25,000㎡以上のものとする。

イ　鉄道営業線近接工事として、公益社団法人鉄道総合研究所都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル近接度判定の制限範囲㈣における掘削土留工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。

③　次に掲げる要件をすべて満たす建設業法上の建設工事業に係る監理技術者を、契約締結日の翌日から起算して原則７日以内に、本工事に専任で配置できること。それに加えて、次に掲げる要件をすべて満たす工事管理者を本工事に選任で配置できること。なお、監理技術者と工事管理者の兼務は認めるものとする。

（監理技術者）

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここでいう同等以上の資格を有する者とは、一級建築士の免許を有する者又は一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者とする。

イ　平成10年度以降に完成した鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上50m以上かつ延床面積50,000㎡以上のビルの新築工事に監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者として12か月以上従事した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。

ウ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

エ　資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいうが、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

（工事管理者）

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここでいう同等以上の資格を有する者とは、一級建築士の免許を有する者又は一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者とする。

イ　平成10年度以降に完成した鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積25,000㎡以上の商業ビル又は商業用途を含む複合用途ビル㈱の新築工事に監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者として12か月以上従事した経験を有すること。

㈱　複合用途ビル全体のうち、商業用途とする部分が25,000㎡以上のものとする。

ウ　資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいうが、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

①　建設業法第27条の29に基づく総合評定値が、建築一式工事の場合は1,200点以上、その他の場合は1,100点以上であること。

②　次の施工実績を有すること。

ア　建築一式工事で参加する者　平成10年度以降に完成した、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上25m以上かつ延床面積25,000㎡以上の建物の新築工事を、建築一式工事として元請で施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限るものとし、共同企業体が互いに異なる工事種別で構成された場合は、建築一式工事を主として施工していること。）。